

令和6年度大野城市会計年度任用職員（障がい者相談支援員）募集要項

1 採用予定職種及び人数

職種	募集人数	勤務内容
障がい者 相談支援員	1名	○障害支援区分認定調査 ○障がい者(児)の相談支援 ○その他、相談支援に関する業務

2 基本的な勤務条件

任用期間	令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
勤務日	月曜日から金曜日までの週5日
勤務時間	週 38 時間 45 分以内(1日7時間 45 分以内)
勤務場所	市役所
給料・報酬	専門職(障がい者相談支援員) 月給 201,612 円～215,074 円 ※月給は職歴に応じて変動します。 ※支給日 当月の 22 日
諸手当	期末手当、時間外勤務手当、通勤手当、退職手当 ※条例・規則の定める条件に当てはまる場合に支給されます。
休日	週休日(原則として土・日曜日)、祝日、年末年始
休暇	任用期間に応じて年次有給休暇を付与(1年間に最大 20 日) ※事由によって、特別休暇等が付与される場合もあります。(忌引や夏季休暇など)
社会保険	健康保険(福岡県市町村職員共済組合)、厚生年金保険、雇用保険の適用があります。 ※以下に該当する場合は、健康保険、厚生年金保険の加入対象です。 ・週労働時間 20 時間以上 ・月額賃金 8.8 万円以上 ・勤務期間2か月超 また、雇用の7か月目から雇用保険は資格喪失し、退職手当組合に加入となります。
公務災害	市の非常勤職員の公務災害補償制度又は労働者災害補償保険のいずれかが適用されます。(連続する通算任期が1年を超えた場合は、地方公務員災害補償法に基づく制度が適用されます。)
服務	一般職の地方公務員として、守秘義務、職務専念義務などの服務上の規定が適用されます。

3 採用試験

応募受付期間	令和6年1月 15 日(月)まで
実施時期	令和6年1月 27 日(土)
集合場所	市役所新館4階 426 会議室
実施方法	面接
受験資格	<ul style="list-style-type: none"> ・精神保健福祉士又は社会福祉士の資格を有していること。 ・福祉事務所、福祉施設、医療機関などで実務経験が継続して3年以上であること ・ワード・エクセルなどのパソコン操作ができること ・普通自動車免許(AT 限定可)を持っていること <p>※地方公務員法第 16 条の規定に基づき、以下に該当する人は受験できません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人 ・大野城市職員として懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない人 ・人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、地方公務員法第 60 条から第 63 条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた人 ・日本国憲法の施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、またはこれに加入した人
申込方法	<p>大野城市会計年度任用職員採用試験申込書(市役所に応募案内と共に備え付け、またはホームページに掲載)に必要事項を記載の上、申し込み先に郵送、または直接提出してください。</p> <p>※いったん受理した書類は、いかなる理由があっても返却しません。</p> <p>※申込書は2通あります。</p> <p>申込書①には、必要事項を記載のうえ、写真票に顔写真の貼付、受験票を切り取り、郵便はがきの裏面に貼り付け、表面に返送用の宛名の記載してください。</p> <p>申込書②(申込用履歴書)には必要事項を記載のうえ、顔写真の貼付をしてください。</p>
提出先	<p>〒816-8510</p> <p>大野城市曙町2丁目2番1号 大野城市福祉サービス課</p> <p>※郵送の場合、必ず封筒の表に「会計年度任用職員(障がい者相談支援員)申込」と朱書きし、封筒の裏には差出人の住所・氏名を記載してください。</p> <p>※持参の場合は、市役所1階福祉サービス課に直接持参してください。</p>
提出期限	<p>令和6年1月 15 日(月)(必着)</p> <p>持参の場合の受付は、平日8時 30 分から 17 時までです。</p>
合格発表	<p>令和6年2月1日(木)10 時に市ホームページに合格者の受験番号を掲載するとともに、合格者には郵送で通知します。</p> <p>※合否結果について、電話での問い合わせにはお答えできません。</p>
試験結果の情報提供	<p>受験者本人に限り、合格発表後の下記の期間、試験結果の情報提供を行います。</p> <p>令和6年2月1日(木)～2月8日(木)</p>

	<p>希望する人は、市役所1階の福祉サービス課まで、受験票を持参して申し出てください。</p> <p>※試験結果のコピーが必要な方はコピー代として10円が必要です。</p>
--	--

4 任用

合格後	採用試験の合格者は、令和7年3月31日までを登録期間とする会計年度任用職員候補者名簿(候補者名簿)に登録されます。
採用決定	<p>採用試験では、採用人数に関わらず、その業務を行うにあたって合格水準にあると認められる人を全て合格者とするため、候補者名簿に登録されても、必ずしも全員が採用されるとは限りません。</p> <p>採用者については、採用試験の成績やこれまでの勤務歴等から、業務への適性を考慮して決定します。</p>
条件付採用	<p>地方公務員法の規定に基づき、採用時はすべて条件付のものとし、採用後1か月を良好な成績で勤務したときに会計年度任用職員として正式採用となります。</p> <p>予算措置が講じられない場合、任用されないことがあります。</p>